

G-1 効率的で市民から信頼される行政運営の推進

1 施策の目的（どのようなまちを目指すか？）

市民に寄り添い、信頼される透明性の高い行政運営により、効率的で質の高い行政サービスを提供するまちを実現します。そのために、行政手続の簡素化とデジタル化により、市民の利便性向上を図り、行政サービスのアクセシビリティを高めます。また、業務プロセスの最適化と職員の資質向上により、効率的な行政運営を推進し、さらに、ガバナンスの強化と開かれた市政運営により、市民との信頼関係を構築し、その信託に応えることのできる公正で透明性のある行政システムを確立します。

2 現状と課題（どのような状態か？）

現状	課題
行政手続のデジタル化と利便性向上への要請拡大	行政手続の簡素化とデジタル化の推進により、市民の利便性向上と行政サービスのアクセシビリティ向上を図ることが必要です。
行政運営の効率化と職員の能力向上への期待	業務プロセスの見直しと最適化、職員の専門性向上により、効率的で質の高い行政サービスの提供等が必要です。
透明性と説明責任を重視した行政運営への要求	ガバナンス体制の強化と情報公開の推進により、市民との信頼関係を構築し、透明性の高い市政運営を行っていくことが必要です。
公正で信頼される行政への市民期待の高まり	コンプライアンス体制の強化と公正な行政運営の確保により、住民の信託に応える誠実で責任ある行政システムの構築が必要です。

3 基本事業（課題を解決するために何に取り組むか？）

基本事業	取り組み内容	期待される効果
行政手続・窓口の利便性向上	行政手続デジタル化、ワンストップサービス拡充、窓口サービス改善、オンライン申請推進	手続簡素化、利便性向上、待ち時間短縮、市民満足度向上
業務プロセス最適化と人材育成	業務効率化推進、職員研修充実、人事評価制度改善、働き方改革推進	業務効率向上、職員能力向上、組織力強化、サービス質向上
ガバナンスの強化と開かれた市政運営	情報公開推進、市民参画促進、政策評価実施、透明性確保	透明性向上、市民参画拡大、政策品質向上、信頼関係構築
住民の信託に応える公正な仕組みづくり	コンプライアンス体制強化、内部統制整備、公正性確保、倫理規範徹底	公正性確保、信頼性向上、リスク管理強化、組織倫理向上

4 目指すSDGsのゴール



5 関連する個別計画

個別計画名	個別計画の内容	計画期間
新市まちづくり計画	新たな市制施行に伴い、都市機能の再編や行政サービスの整備、地域資源の活用などを通じて将来のまちづくりの方向性を示す計画	
曾於市DX推進アクションプラン	デジタル技術の活用により行政手続の電子化やデータ活用、人材育成を推進し、市民の利便性向上と業務効率化を目指す行動計画	
曾於市過疎地域持続的発展計画	過疎地域における定住促進や産業振興、生活環境の整備などを通じて地域資源を活かした持続可能な地域社会の形成と活力向上を目指す	(2026～2030)
曾於市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	女性活躍推進法に基づき、女性職員の管理職登用や職場環境整備、ワーク・ライフ・バランス支援を目指す行動計画で、男女平等の職場づくりを推進	(2026～2030)
曾於市定員適正化計画	少子高齢化や人口減少に合わせ、職員数や組織構成を適正化し、効率的な行政運営と住民サービスの維持を図るための計画で、人材育成も検討	2021～2030
曾於市特定事業主行動計画（後期計画）	次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の子育てと仕事の両立支援や働き方改革を進めるための後期行動計画で、育児休業取得促進などを盛り込む	2025～2029
曾於市本庁・支所機能再編計画	本庁と支所の役割を再整理し、窓口機能の効率化や業務の集約化を進めることで市民サービスの向上と行政運営の最適化を図る。ICT活用による業務効率化も盛り込む	

G-2 財政の健全化

1 施策の目的（どのようなまちを目指すか？）

健全で持続可能な財政運営により、将来世代にわたって安定した行政サービスを提供できるまちを実現します。そのため、財政運営の最適化と効率的な予算管理により、限られた財源の有効活用を図り、財政の安定性を確保します。また、公共施設の戦略的なマネジメントにより、維持管理コストの最適化と施設の長寿命化を推進し、さらに多様な財源確保により、自立性の高い財政基盤を構築し、持続可能な行政運営を実現します。

2 現状と課題（どのような状態か？）

現状	課題
財政需要の拡大と効率的財政運営への要請	財政運営の最適化と予算管理の強化により、限られた財源の効率的活用と持続可能な財政基盤の確立が必要です。
公共施設の老朽化と維持管理コスト増大	公共施設の戦略的マネジメントと長寿命化の推進により、維持管理コストの最適化と施設機能の確保が必要です。
多様な収入源確保と財政自立性向上への期待	外部財源の積極的活用と自主財源の拡充により、財政基盤の強化と持続可能な行政運営の確保が必要です。

3 基本事業（課題を解決するために何に取り組むか？）

基本事業	取り組み内容	期待される効果
財政運営と予算管理の最適化	中長期財政計画策定、予算編成制度改革、財政分析強化、行政評価連動	財政健全性確保、予算効率化、計画的財政運営、透明性向上
公共施設のマネジメント強化	公共施設総合管理計画推進、施設統廃合検討、長寿命化対策、運営効率化	維持管理費削減、施設機能向上、運営効率化、財政負担軽減
外部財源と自主財源の戦略的確保	補助金・交付金活用、企業版ふるさと納税促進、自主財源拡充、収納率向上	財源多様化、収入増加、財政自立性向上、持続可能性確保

4 目指すSDGsのゴール



5 関連する個別計画

個別計画名	個別計画の内容	計画期間
新市まちづくり計画	新たな市制施行に伴い、都市機能の再編や行政サービスの整備、地域資源の活用などを通じて将来のまちづくりの方向性を示す計画	
曾於市過疎地域持続的発展計画	過疎地域における定住促進や産業振興、生活環境の整備などを通じて地域資源を活かした持続可能な地域社会の形成と活力向上を目指す	(2026～2030)
曾於市公共施設等総合管理計画	市が保有する公共施設・インフラの老朽化と財政制約を踏まえ、統廃合や長寿命化を計画的に進め、将来にわたる持続可能な管理を目指す	2017～2026
曾於市財政計画	今後10年間の歳入歳出の見通しを示し、健全な財政運営と投資の優先順位付けを行う計画で、毎年ローリング方式で見直し・公表する	2025～2034
曾於市国土強靱化地域計画	大規模災害に備え、致命的な被害を受けず速やかに回復できる強さとしなやかさを備えた地域づくりを推進する計画。防災・減災の対策を体系化する	
曾於市本庁・支所機能再編計画	本庁と支所の役割を再整理し、窓口機能の効率化や業務の集約化を進めることで住民サービスの向上と行政運営の最適化を図る。ICT活用による業務効率化も盛り込む	

【別添】曾於市総合企画審議会条例

平成17年7月1日
条例第25号

(設置)

第1条 曾於市の総合的な振興計画を策定し、その実施の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、曾於市総合企画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合的振興計画及びその実施並びに次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 農林業計画の樹立及びその実施に関する事項
- (2) 商工業計画の樹立及びその実施に関する事項
- (3) 社会福祉計画の樹立及びその実施に関する事項
- (4) 保健衛生計画の樹立及びその実施に関する事項
- (5) 文教計画の樹立及びその実施に関する事項
- (6) 行財政計画の樹立及びその実施に関する事項
- (7) 都市計画の樹立及びその実施に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の振興に必要な計画の樹立及びその実施に関する事項

2 審議会は、市の振興に関する計画の樹立及びその実施の推進に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を申し出ることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 行政機関の代表
- (2) 公共的団体等の代表
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、その目的を達成するまでとする。ただし、前条第1号及び第2号に掲げる委員が、選任当時の役職を離れるに至ったときは、その委員は、委員の職を辞職したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 審議会にその所掌事務に係る専門的事項を審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部の会務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 市長から審議会に諮問すべき案件が示されたとき、又は委員の過半数から審議会を招集する要望があったときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ会議の開催場所、日時及び付議される事件を委員に通知しなければならない。
- 4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第5号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日条例第21号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月25日条例第1号)

この条例は、本庁増築庁舎の開庁の日から施行する。

写真：曾於市内の茶畑



第3次曾於市総合振興計画
(基本構想及び前期基本計画)

令和8年3月策定

曾於市 企画政策課